

# 汚濁負荷量規制基準の算定方法と別添様式記入方法

## 1. 汚濁負荷量規制基準の算定方法

(1) 特定事業場の設置年月日を確認する。

特定事業場の設置年月日と、湖沼水質保全特別措置法に基づく規制基準のてびき（以下、「てびき」という。）別表第1の適用期日を比較することで、適用算定式が決定されます。以下「てびき」を参照しながら各事項の確認をお願いします。

設置年月日が別表第1の適用期日以降 ⇒ 1号式（新設）

設置年月日が別表第1の適用期日より前の日 ⇒ 2号式（既設）

※化学的酸素要求量（COD）と窒素及び磷含有量で、適用式が異なる場合があります。

(2) 特定事業場の特定施設番号と適用される上乘せ基準（濃度基準）値を確認する。

特定施設番号、上乘せ基準（濃度基準）値と別表第2～7から、それぞれ算定式の係数（a等）が決定されます。

① 1号式適用の場合

化学的酸素要求量（COD）については別表第2、窒素含有量については別表第3、磷含有量については別表第4を確認する。

② 2号式適用の場合

化学的酸素要求量（COD）については別表第5、窒素含有量については別表第6、磷含有量については別表第7を確認する。

※複数種の特定施設を有する場合は、最も厳しい上乘せ基準（濃度基準）の係る特定施設番号で判断します。

（例）飲食店（66-5）とし尿処理施設（72）を有する以下の事業場

特定施設		適用濃度基準値		
		BOD 又はCOD	窒素	磷
飲食店	66-5	20	30	4
し尿処理施設	72	10	50	6

⇒CODは、し尿処理施設（72）、基準値10で、  
窒素、磷は、飲食店（66-5）、基準値30、4で判断。

(3) 届出最大排水量Qを確認する。

(4) 2号式適用の場合は、適用期日時点での届出最大排水量 $Q_0$ を確認する。

※適用期日以降、届出最大排水量が減少したため、適用期日時点の届出最大排水量が現届出最大排水量 $Q$ より大きな値である場合は、便宜的に $Q=Q_0$ として下さい。

(5) 適用算定式に、各数値を代入し、汚濁負荷量規制基準値 $L$ を求める。

※なお、汚濁負荷量規制基準値 $L$ を届出最大排水量 $Q$ で割ったものが換算濃度値となります。

## 2. 別添様式記入方法

(1) 排水量：届出通常排水量及び届出最大排水量を記入

(2) 関連特定施設番号：届出されている特定施設の特定施設番号を記入

※複数種ある場合はすべて記入

(例) 飲食店(66-5)が5基、し尿処理施設(72)が1基届出されている場合

⇒66-5、72と記入

(3) 適用算定式：適用される算定式(1号式又は2号式)について記入

(例) 化学的酸素要求量(COD)として1号式、窒素及び磷含有量として2号式が適用される場合

⇒化学的酸素要求量(COD)の欄は「1号式」、  
窒素及び磷含有量の欄は「2号式」と記入。

(4) 業種又は施設名：別表第2～7の該当「業種又は施設」名を記入

※複数種の特定施設を有する場合は、最も厳しい上乗せ基準(濃度基準)の係る特定施設番号に対応する業種を記載。

(例) 飲食店(66-5)とし尿処理施設(72)を有する以下の事業場

特定施設		適用濃度基準値		
		BOD 又はCOD	窒素	磷
飲食店	66-5	20	30	4
し尿処理施設	72	10	50	6

⇒化学的酸素要求量(COD)の欄は「し尿処理施設(72)」、  
窒素及び磷含有量の欄は「飲食店(66-5)」と記入。

(5) 上乗せ基準：適用される上乗せ基準(濃度基準)値を記載

(6) 負荷量規制基準

①1号式の場合： $Q$ 、 $a$ 、 $b$ 、 $L$ を記入

②2号式の場合： $Q$ 、 $Q_0$ 、 $a$ 、 $a_0$ 、 $b$ 、 $b_0$ 、 $L$ を記入

(7) 換算濃度値： $L$ を $Q$ で割った数値を記入